

# 武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託プロポーザル審査委員会要領

## (設置)

第1条 ビジネスプランコンテスト実施業務について、その委託契約の相手方を選定するためのプロポーザル方式による契約の相手方となる候補者の決定を厳正かつ公正に行うため、武蔵村山市ビジネスプランコンテスト実施業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実施要領の策定に関すること。
- (2) 企画提案書等の審査及び候補者の決定に関すること。
- (3) その他必要な事項

## (組織)

第3条 委員会は、委員4人で組織する。

2 委員は、協働推進部長、企画財政部企画政策課長、協働推進部協働推進課長及び同部産業観光課長の職にある者をもって充てる。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、協働推進部長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。  
3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。  
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。  
4 委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第6条 委員会の庶務は、協働推進部産業観光課において処理する。

## (委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。